



「新成人 決意を新たに」 秩父別町成人式 1/9

- 地震に備える
- 認定こども園くるみ 平成28年度入園児募集
- 社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) について
- 議会だより

# 地震に備える

冬に地震が起きると、夏より被害が大きくなるといわれています。冬は積雪の影響で家屋などの倒壊が発生しやすいこと、路面状況や吹雪などにより避難所までの避難路の確保や移動に時間がかかること、暖房などの火の使用によって火災が発生しやすいこと、自宅や避難所、車の中などにおける寒さ対策が必要であることなどが考えられます。

## ①雪に対する備え

冬になると屋根には雪が積もっていますので、地震の揺れによる屋根からの落雪、雪の重みによる家の倒壊の危険性が高くなります。また、地震の揺れで雪が一気に落ちて避難路がふさがれることもありますので、日頃からのこまめな屋根の雪下ろしや、自宅周辺などで落雪の危険な箇所を確認しておきましょう。

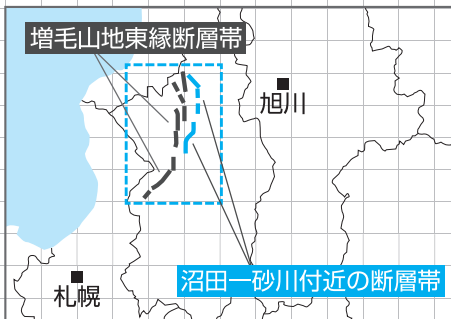
## ②火災に対する備え

冬は、ストーブなど暖房器具を使用しているため、夏と比べて火災発生時の危険性が高くなります。火事が起きたときに初期消火ができるように、日頃から家庭や職場などで消火活動の訓練をすることが大切です。

最近では、地震を検知して自動的にガスや灯油の供給を止める器具もありますので、ご家庭の器具がきちんと作動するか、定期的に点検・確認しておきましょう。

## ③寒さ対策への備え

地震によって電気やガスなどのライフラインがストップし、暖房器具が使えなくなることを考えられます。防寒着、毛布、使い捨てカイロを用意しておくことも大切です。避難が必要となった場合の道中やその後の避難生活でも必要となりますので、寒さ対策についても日頃から考えておきましょう。



## 秩父別町で想定される地震

秩父別町に大きな影響を及ぼす可能性が高い地震として、町の間近に震源がある内陸活断層の「沼田一砂川付近の断層帯」と、近隣の海溝型である「留萌沖地震」及び活断層が地表で認められていない地震「全国どこでも起こりうる直下の地震」が想定されます。

「緊急地震速報」を見聞きしたら、  
まず身の安全を！

地震がおそろしいといわれる理由の一つに、何の前触れもなく、突然、大地が揺れだすということがあげられます。例えば数秒程度のわずかな時間であっても、大きく揺れる前にそのことを知って、事前に身構えるなどの対応を取ることができれば、自らの命を守ることができるかもしれません。これを可能にするのが、気象庁が発表する「緊急地震速報」です。

「緊急地震速報」は、震源に近い観測点で地震を検知し、震源の位置や地震の規模（マグニチュード）、各地の震度などを瞬時に推定して、大きな揺れが迫っていることをお知らせする情報です。この情報を聞いて、大きな揺れが始まる前に危険回避行動を取ることができれば、地震被害の軽減が期待できます。

しかし、緊急地震速報が発表されてから大きな揺れが始まるまでの時間は長い場合でも数十秒程度であり、①震源に近いところでは、情報の提供が大きな揺れに間に合わない場合がある、②震源やマグニチュードの推定、および震度予測には誤差を伴う、などの技術的な限界があります。

このため、緊急地震速報を有効に活用し、身の安全を図っていただくためには、情報を受けたときにどのように行動すればよいか、次の行動の具体例を参考にして事前に理解していただくことが重要です。

# 秩父別町揺れやすさマップ

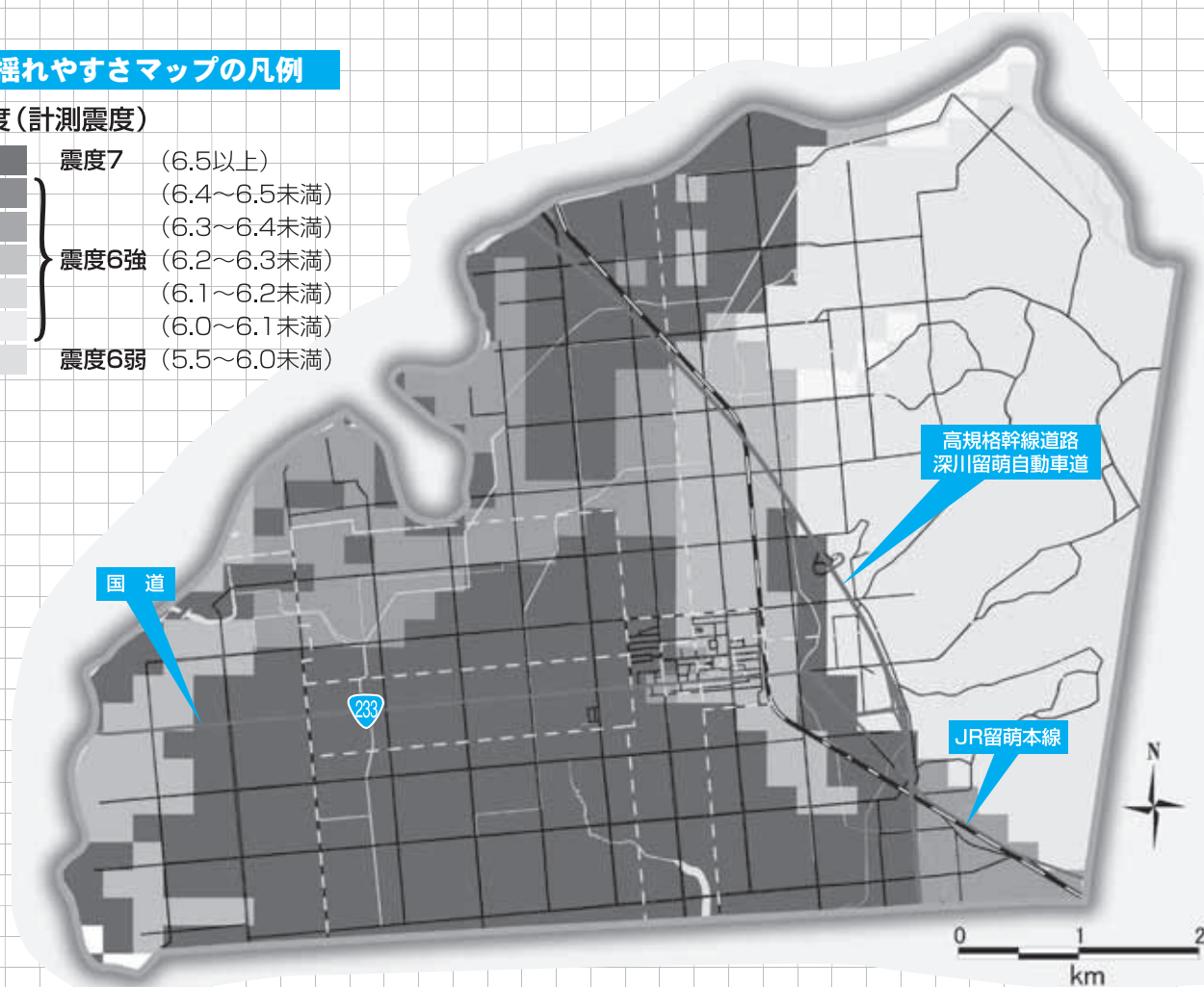
この揺れやすさマップは、町内に大きな被害を及ぼす可能性が高い「沼田－砂川付近の断層帯」の地震を想定し、地盤の揺れの強さ（震度）を約250メートル四方の区画ごとに表したものです。

ここに示した震度は、地震の規模や震源からの距離から計算したメッシュごとの揺れの強さで、地震の発生の仕方によっては、これよりも強くなったり、弱くなったりすることがあります。

## 揺れやすさマップの凡例

### 震度（計測震度）

■	震度7	(6.5以上)
■	震度6強	(6.4～6.5未満)
■		(6.3～6.4未満)
■		(6.2～6.3未満)
■	震度6弱	(6.1～6.2未満)
■		(6.0～6.1未満)
■	震度6弱	(5.5～6.0未満)



※この揺れやすさマップは、平成22年12月に策定した「秩父別町耐震改修促進計画」から抜粋しました。

### ◆緊急地震速報を見聞きした時の行動の具体例

「周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する」

#### ①家庭にいるとき

- ・頭を保護し、丈夫な机の下など、安全な場所に避難する
- ・あわてて外へ飛び出さない
- ・その場で火を消せる場合は火の始末をし、火元から離れている場合は揺れがおさまってから消火する
- ・扉を開けて避難路を確保する

#### ②人が大勢いる施設では

- ・施設の従業員等の指示に従う
- ・その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える

#### ③屋外にいるとき

- ・ブロック塀の倒壊、看板や割れたガラスの落下に注意する

#### ④乗り物で移動中

- ・自動車運転中は、急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度を落とす。ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす
- ・鉄道・バスに乗車中は、つり革、手すりなどにしっかりとつかまる
- ・エレベーター利用中は、最寄りの階で停止させ、速やかにエレベーターから降りる

緊急地震速報の詳細などについては、気象庁ホームページをご覧ください。

▼問合せ先 札幌管区気象台地震火山課

(011) 611-6125

# 秩父別町認定こども園くるみ

## 平成28年度 入園児募集

秩父別町認定こども園に、平成28年4月1日から入園する児童を募集します。

平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」により、小学校就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「支給認定制度」が導入されています。

認定こども園の利用を希望される方は「支給認定」を受け、「支給認定区分」により認定こども園をご利用いただくことになります。

すでにご案内のとおり前年に引き続き、平成28年度も3歳未満児の在園児童が多くなる見込みで、受入が厳しい状況にあります。

こども園の指定管理者（NPO法人あおぞら）では対策を講じておりますが、保育士の確保が厳しい状況であり、さらには3歳未満児の保育室を増築する工事により保育スペースが制限されます。

そのため、**3歳未満児の入園申込みについては、こども園の受入状況及び各世帯の保育の必要性により、入園の可否を決定させていただくこととなります。（申込順ではありません。条件付きによる入園になる場合があります。）**

保護者の就労等に支障を来しかねないことで誠に申し訳ありませんが、状況をご理解いただきお申込みくださいますようお願い申し上げます。

### ◆【支給認定は3区分】

対象者	支給認定区分	
満3歳以上で教育のみを希望される方	1号認定	教育標準時間（4時間）
満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方	2号認定	保育標準時間・保育短時間
満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方	3号認定	

### ◆【保育必要量「保育標準時間」と「保育短時間」の認定区分】

保育を必要とする2号認定・3号認定については、さらに保育の必要量の認定を行います。

保育の必要量は、保育を必要とする事由やその状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに認定します。

保育標準時間	原則として1日8時間保育 1日最長7時30分から18時までの保育が可能
保育短時間	1日最長8時間までの保育が可能 保育時間 8時30分から16時30分

### ◆【保育料】

保護者が負担する保育料は、保護者の町民税をもとに決定します。

保育料は、4月から8月までは前年度町民税をもとに、9月から3月までは当年度の町民税をもとに決定するため、年度途中で保育料が変更になる場合があります。

※秩父別町の保育料は、子育て世代の保護者の保育料負担を軽減するため、国の基準額より約50%から70%軽減や第2子目以降無料などの設定をしています。

◆ **【保育を必要とする事由】** 保護者のいずれもが次のいずれかに該当する必要があります。

保育を必要とする事由	事 情	保育の必要量
就労 (会社勤務・パート)	子どもの保護者が月48時間以上居宅外で仕事をするため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間 (月120時間以上) 保育短時間 (月48時間以上)
就労 (自営業・農業等)	子どもの保護者が月48時間以上居宅内・外で仕事 (自営業) をするため、子どもの保育ができない場合	同上
妊娠・出産	子どもの保護者が出産前後のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間 (出産後8週間後の月末迄)
保護者の疾病・障がい	子どもの保護者が病気、負傷、心身の障がいのため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
同居親族の介護・看護	子どもの家庭に介護の必要な人や、長期にわたる病人がおり、介護・看護のため、保護者が子どもの保育ができない場合	保育標準時間
災害復旧	火災や風水害、地震などにより、家屋を失ったり破損したため、復旧の間、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
求職活動	子どもの保護者が求職活動 (起業準備を含む) を行っているため、子どもの保育ができない場合	保育短時間 (原則) 最長90日迄
就学	子どもの保護者が就学 (職業訓練を含む) のため、子どもの保育ができない場合	保育標準時間・保育短時間
虐待・DV	児童虐待を行っている、またはおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により、子どもの保育ができない場合	保育標準時間
その他	上記に類する状態として町長が認める場合	保育標準時間・保育短時間

## 支給認定・こども園利用申請受付期間

平成28年 **2月8日** (月) ~ 平成28年 **2月26日** (金)

【申請書類】 役場住民課総合窓口グループまたは認定こども園くるみで配付します

【定 員】 1号認定児童 (平成28年4月1日現在3歳から就学前までの児童) 10名  
2号・3号認定児童 (概ね生後10ヶ月から就学前までの児童) 70名

【提出・お問い合わせ先】 秩父別町役場住民課総合窓口グループ 電話 33-2111  
秩父別町認定こども園くるみ 電話 33-2450

【入園説明会】 3歳未満児の入園を検討されている方対象の事前説明会を下記により実施いたします。  
日 時 平成28年2月10日 (水) 18:30 ~  
場 所 秩父別町認定こども園くるみ

## 【認定こども園くるみで実施している各種事業】

### 【一時保育事業】 8時30分から16時30分 (半日単位も可)

次の理由のため一時的に保育が必要になった方が利用できます。利用期間は原則として月14日以内とし、週平均3日以内です。

- ・週数回のパートタイム等の就労や保護者の突然の病気、冠婚葬祭などの急な予定が入ったとき
- ・認定こども園への体験入園をしたいとき
- ・育児疲れなどにより休養を要するとき

### 【預かり保育事業】

一時保育事業と同様の理由により、1号認定 (教育標準時間) 児童の保育時間終了後、保育が必要になった方が利用できます。

### 【地域子育て支援センター事業】

子育てサロン、子育てなんでも相談、あそびの広場、子育て講座など、子育て中の親子が集える場所として、週5日開設しています。